

調査の概要

1 調査の目的

本調査は、全国の医療施設を利用する患者について、受療の状況や受けた医療に対する満足度等を調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、今後の医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の沿革

医療に関する統計調査は、従来、患者の状況や医療施設の状況を医療施設面から把握してきたが、人口の高齢化、疾病構造の変化等の医療をめぐる状況が年々多様化してきていることを踏まえて、平成7年3月に有識者からなる「医療統計のあり方に関する検討会」において、医療の利用者側である患者側から情報を把握するための新規調査の導入が提言された。

その後、平成7年6月「医療統計改善検討調査」として試験調査を行い、調査の信頼性、妥当性が確認されたことを踏まえ、平成8年3月の厚生統計協議会における「受療行動調査の実施計画」についての諮問答申に基づき、統計報告調整法(昭和27年法律第148号)に基づく承認統計として、平成8年10月に第1回目の調査を実施し、その後医療施設静態調査、患者調査と合わせ、3年周期で実施することとした。

3 調査対象及び客体

全国の一般病院を利用する患者(外来・入院)を対象として、層化無作為抽出した一般病院を利用する患者を調査の客体とした。

ただし、外来患者については、通常の外来診療時間内に来院した患者を調査の客体とし、往診、訪問診療等を受けている在宅患者は調査対象から除いた。

4 調査の期日

令和5年10月17日(火)～19日(木)の3日間のうち厚生労働省が病院ごとに指定した1日。

5 調査事項

外来患者票

診察等までの待ち時間、診察時間、来院の目的、初めて医師に診てもらったときの自覚症状、医師から受けた説明の程度、病院を選んだ理由、満足度 等

入院患者票

病院を選んだ理由、入院までの期間、医師から受けた説明の程度、今後の治療・療養の希望、退院の許可が出た場合の自宅療養の見通し、満足度 等

6 調査の方法

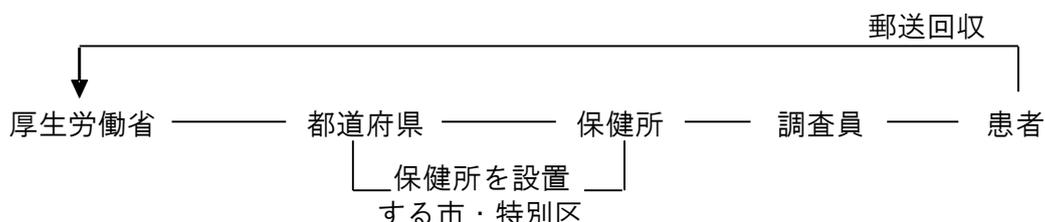
調査員が患者に病院で調査票を配布した。

患者は、調査票に記入後、郵送で厚生労働省に提出した。ただし、患者が郵送で提出することが困難な場合は、患者から提出を受けた調査員が郵送で厚生労働省に提出することも可能とした。

※ 平成 29 年調査まで、調査員が患者に病院で調査票を配布し、患者が調査票に記入後、病院において調査員が回収した。

令和 2 年調査では、新型コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえ、原則として病院が設置した調査票を患者が手に取る方式で行い、患者は、調査票に記入後、郵送で厚生労働省に提出した。ただし、患者が郵送で提出することが困難な場合は、患者から依頼された者等が行うことも可能とした。

7 調査の系統



8 集計及び結果の公表

集計は厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）において行った。なお、「令和 5（2023）年医療施設（静態）調査」による外来患者延数、在院患者数及び「令和 5 年（2023）患者調査」による外来患者、入院患者の年齢構成を用いて全国推計を行った。

統計表については、基本集計及び関連集計に分けて掲載をした。

集計に用いた有効回答数の状況及び調査実施施設数は次のとおりであった。

- (1) 基本集計（令和 5（2023）年受療行動調査の調査項目を集計したもの及び令和 5（2023）年医療施設（静態）調査とデータ・リンケージを行った上で集計したもの）

◆調査票配布数、回収数、有効回答数

	調査票配布数 (A)	回収数 (B)	回収率(%) (B) / (A)	有効回答数
総 数	153,390	104,050	67.8	103,630
外 来	109,259	70,655	64.7	70,376
入 院	44,131	33,395	75.7	33,254

◆病院の種類別調査実施施設数、有効回答数

	施設数	有効回答数	有効回答数	
			外来	入院
総 数	488	103,630	70,376	33,254
特 定 機 能 病 院	34	25,913	16,957	8,956
大 病 院	68	34,485	22,936	11,549
中 病 院	140	26,445	18,695	7,750
小 病 院	123	8,079	6,280	1,799
療養病床を有する病院	123	8,708	5,508	3,200

(2) 関連集計（令和5（2023）年医療施設（静態）調査及び令和5年（2023）患者調査（確定数）とデータ・リンケージを行った上で集計したもの）

① 関連集計に用いた客体数

	客体数
総 数	34,782
外 来	22,634
入 院	12,148

② 利用上の注意

関連集計については、データ・リンケージが可能であった客体のみを用いて集計しているため、調査項目によっては「標準誤差」及び「標準誤差率（推計値の大きさに対する標準誤差の比率）」が大きくなる場合があります、利用にあたっては一定の注意が必要である。

9 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のあり得ない場合	・
表章すべき最下位の桁の1に達しない場合	0.0

注：数値は四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合もある。